

問2. 今般の北朝鮮のミサイル発射事案を受けて、政府の情報収集体制、特にヒューマン・インテリジェンスの体制を強化すべきであり、内閣情報調査室、公安調査庁、外務省、防衛省等のインテリジェンス機関の財源及び人材を充実させるべきと考えるが、総理の見解を伺う。【更問あり】

【注】議員は、現在の政府のインテリジェンス体制、特に、内閣情報調査室が主として警察出身者で構成されていることを踏まえ、人材面での偏りを無くすべく、警察以外の官民から広くインテリジェンスの専門家を求めるべきと考えている。

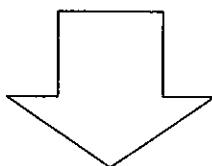
○ 複雑多様化する国際情勢の下、我が国の国益を守り、国民の安全を確保するためには、御指摘のように、政府の情報機能を強化することは必要不可欠であると認識している。

○ これまで、政府としては、情報収集衛星の充実強化といったハード面とともに、情報コミュニティの拡大等による内閣情報会議・合同情報会議の再編、内閣情報分析官の設置等のソフト面においても情報機能の強化に努めてきたところである。

(参考) 内閣情報会議：官房長官が議長、関係省庁次官等がメンバー、概ね年2回開催

合同情報会議：官房副長官(事務)が議長、関係省庁局長等がメンバー、概ね月3回開催

(参考) 内閣情報分析官は、平成20年に設置。現在は6名体制(うち1名が民間)。



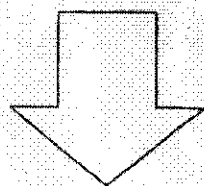
- 北朝鮮の動向については、私（総理）が今国会の施政方針演説で述べたとおり、政府として情報収集を強化してきたところであるが、今般のミサイル発射をめぐっても、合同情報会議を機動的に開催するなどして情報コミュニティにおける情報共有を推進するとともに、情報収集衛星その他の政府が保有する情報収集手段を最大限活用し、情報収集を一層強化したところである。
- 委員の御指摘も踏まえつつ、様々な人材を適材適所で活用するなどして、今後とも、政府として、情報機能の充実強化を図ってまいりたい。

(参考) 北朝鮮によるミサイル発射発表以降の合同情報会議開催状況 (北朝鮮関連)

■■■■■■■■■■	合同情報会議 (警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省、海上保安庁)
4月10日	合同情報会議 (同上)
■■■■■■■■■■	拡大合同情報会議

(参考) 24年1月24日 第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説 (抜粋)

今後の北朝鮮の動向については、昨年末の金正日国防委員会委員長長の死去を受けた情勢変化を冷静に見極め、関係各国と緊密に連携しつつ、情報収集を強化し、不測の事態に備えて、引き続き万全の態勢で臨みます。



(更問あり)

更問 1 内閣情報調査室は、主として警察出身者で構成されているところ、人材面での偏りを無くすべく、警察以外の官民から広くインテリジェンスの専門家を求めるべきではないか。

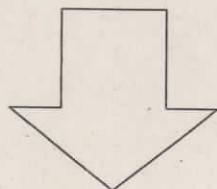
○ 内閣情報調査室においては、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省、経済産業省、海上保安庁等、様々な関係省庁より幅広く人材を得ており、また民間からも、高い専門的能力を有する人材を得る等、人的な体制の充実に努めているところである。

(参考) 内閣情報調査室職員の構成

内閣情報調査室プロパー	約 100人
警察庁出向派遣者	約 50人
公安調査庁出向派遣者	約 20人
防衛省出向派遣者	約 20人
外務省出向派遣者	約 10人

その他、経済産業省、海上保安庁、内閣府、財務省等から出向派遣者を得ている。→ 民間出身者の例

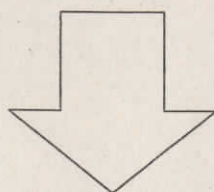
内閣情報分析官 ((財) ラヂオプレス出身)



(更問あり)

更問2 情報コミュニティ全体としても、各関係省庁間における連携や協力を一層強化すべきではないか。

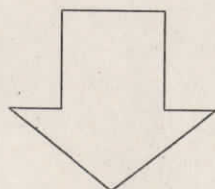
- 政府としては、内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省、海上保安庁等により構成される情報コミュニティとしての分析を総合的に行うため、内閣情報会議や合同情報会議の機能強化を図ってきたところ。
- また、内閣情報分析官を設置し、政府が保有するあらゆる情報を活用した総合的な分析を行っているところ。
- 今後とも、これらの制度を一層機動的に運用し、関係省庁間の連携をさらに高めてまいりたい。



(更問あり)

更問3 今回の北朝鮮のミサイル発射事案に際する我が国のインテリジェンス機関の活動への評価如何。

- 今般の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に関する発表を受け、情報コミュニティにおいては、関連情報の収集に努めるとともに、合同情報会議を機動的に開催するなどして総合的に情報を分析しており、その成果については、私（総理）や官房長官も随時報告を受けていたところ。
- こうした情報は、政府としての対応を判断する上で非常に有益であったものと認識している。



(更問あり)

更問4 ヒューマン・インテリジェンスの体制強化についてどう考えるか。

- 御指摘の点も含め、今後とも、政府として、情報機能の充実強化を図ってまいりたい。

情報機能強化の現状(概要)

テーマ	現状
<p>政策との連接 集約・分析・共有機能強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 官邸を中心として、政府全体でインテリジェンス・サイクルを動かすための仕組みを整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年3月、内閣情報会議の再編のための閣議決定を行い、政策部門の代表、拡大情報コミュニティの代表を構成員に ・ 同年4月、内閣情報分析官5名(うち1名民間出身)を設置し、情報評価書の作成を開始、政策部門との連携も強化(平成22年7月、分析官を1名増やし6名に) ・ 合同情報会議の機動的運用について検討
<p>収集機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対外的情報収集機能 <ul style="list-style-type: none"> 専門家の育成に努めるほか、より専門的かつ組織的な対外的情報収集の手段・方法及び態勢の在り方について研究 ・ 情報収集衛星 <ul style="list-style-type: none"> 常時確実な情報収集衛星4機体制(光学2機、レーダ2機)の早期構築に向け取り組み(光学3号機(H21.11)、光学4号機(H23.9)、レーダ3号機(H23.12)打上げ。レーダ4号機(H24年度)、レーダ予備機(H26年度)打上げ予定) ・ 公開情報収集 <ul style="list-style-type: none"> 役割分担による効率化、データベース化等の諸方策について検討
<p>基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報分析研修、専門分析研修を実施、人事交流を拡大、また秘密情報伝達用イントラネットを拡大整備
<p>情報の保全の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年8月、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を決定 ○ 平成20年4月、秘密保全法制の在り方に関する検討チーム(議長・官房副長官(事務))を設置 ○ 平成22年12月、政府における情報保全に関する検討委員会(委員長・官房長官)を設置

情報収集衛星の概要

1. 目的

外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理のために必要な情報の収集を主な目的として、情報収集衛星を導入する(平成10年12月22日 閣議決定)

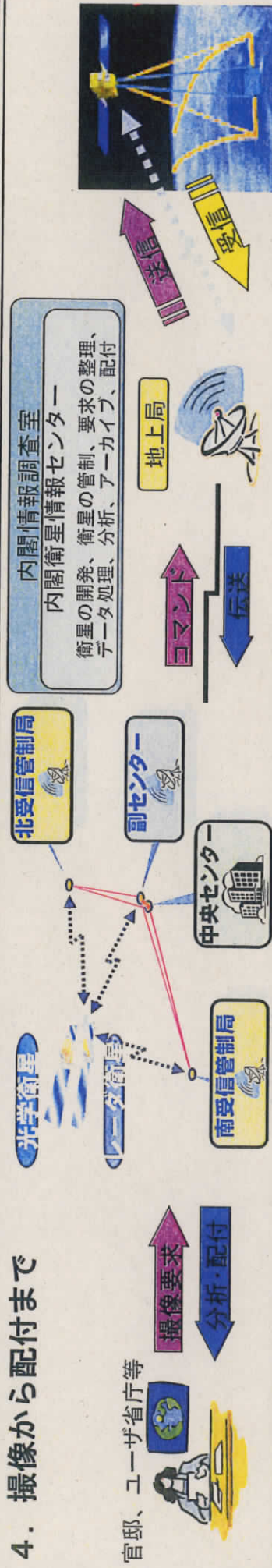
2. 構成

光学衛星2機、レーダ衛星2機からなる、常時確実な計4機体制を早期に構築し、地球上の特定地点を、光学衛星、レーダ衛星各々1日1回以上撮像することを当面の目標とする。(光学3号機(H21.11)、光学4号機(H23.9)、レーダ3号機(H23.12) 打上げ。レーダ4号機(H24年度)、レーダ予備機(H26年度) 打上げ予定)

3. 特徴

- 光学衛星：地表からの光を検出し、一般の写真に似た画像を取得。夜間や悪天候時には撮像不可。
- レーダ衛星：電磁波を放射し、反射を捕捉して、レーダ画像を取得。夜間や悪天候時の撮像も可能。

4. 撮像から配付まで



5. 衛星開発の考え方

- 情報収集衛星の継続的な運用の確保のため、衛星の設計寿命(5年)、衛星の開発に要する期間(約7年)、後継の時期等を踏まえ、長期を見据えたスケジュールに基づき、順次開発を行う必要がある。
- 商業衛星を凌駕する性能の衛星を開発し、情報収集衛星の機能の拡充・強化を図る。

6. 東日本大震災への活用

- 発災後速やかに情報収集衛星による被災地の撮像を行い、必要な判読・分析を行った上で、その結果を、官邸をはじめ関係省庁に配布・提供。
- 被災状況推定地図を作成し、関係省庁に幅広く配付。さらに関係省庁から現地対策本部等に配付され、有効に活用。

内閣情報会議・合同情報会議の概要

内閣情報会議

- 内閣官房長官(議長)
- 内閣官房副長官(政務・事務)
- 内閣危機管理監
- 内閣副長官補(内政担当)
- 内閣副長官補(外政担当)
- 内閣副長官補(安危担当)
- 内閣情報官
- 警察庁長官、公安調査庁長官、
外務事務次官、防衛事務次官、
金融庁長官、財務事務次官、
経済産業事務次官、海上保安庁長官

概ね年2回開催

各省庁の
情報活動
に反映

「重点事項及び
情勢認識」を作成

いずれの会議とも
内閣情報調査室
が庶務を処理

コアコミュニ
ティ
省庁

拡大コミュニ
ティ
省庁

合同情報会議

- 内閣官房副長官(事務)(議長)
- 内閣危機管理監
- 内閣副長官補(外政担当)
- 内閣副長官補(安危担当)
- 内閣情報官
- 警察庁警備局長、公安調査庁次長
- 外務省国際情報統括官、
防衛省防衛政策局長
- 金融庁監督局長、財務省関税局長
- 経済産業省貿易経済協力局長
- 海上保安庁警備救難監

概ね月3回開催

コアコミュニティ参加の会議：概ね月2回開催
拡大コミュニティ参加の会議：概ね月1回開催

関係行政機関相互間の機動的な連携、
総合的な分析

※上記会議以外にも、幹部が機動的に集合するなどして、随時に情報交換を実施

内閣情報会議の設置について

〔平成10年10月27日〕
閣議決定

改正 平成12年12月26日

同 18年12月26日

同 20年3月28日

- 1 我が国又は国民の安全に関する国内外の情報のうち、内閣の重要政策に関するものについて、関係行政機関が相互に緊密な連絡を行うことにより総合的な把握をするとともに、そのための基本方針等を総合的に検討するため、内閣に内閣情報会議を設置する。
- 2 内閣情報会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ関係行政機関の職員を構成員に指名することができる。
 - 議長 内閣官房長官
 - 委員 内閣官房副長官（政務）
内閣官房副長官（事務）
内閣危機管理監
内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房副長官補（外政担当）
内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）
内閣情報官
警察庁長官
金融庁長官
公安調査庁長官
外務事務次官
財務事務次官
経済産業事務次官
海上保安庁長官
防衛事務次官
- 3 内閣情報会議の議長は、必要と認めるときは、内閣官房及び関係行政機関の職員に対し、内閣情報会議への出席を求めることができる。
- 4 内閣情報会議の議長は、必要と認めるときは、一部の構成員による会議を開催することができる。
- 5 関係行政機関相互間の機動的な連携を図るとともに、政府の保有するあらゆる情報手段を活用した総合的な分析を行うため、内閣情報会議に合同情報会議を置く。

- 6 情報収集衛星及びこれに関する地上局等のシステムの開発に関する基本方針等を総合的に検討するため、内閣情報会議に情報収集衛星推進委員会を置く。
- 7 情報収集衛星の運営並びに画像情報の収集及び配付その他の利用に関する基本方針等を総合的に検討するため、内閣情報会議に情報収集衛星運営委員会を置く。
- 8 内閣情報会議の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理する。
- 9 前各項に定めるもののほか、内閣情報会議の運営に関する事項、合同情報会議、情報収集衛星推進委員会及び情報収集衛星運営委員会の構成その他必要な事項は、内閣情報会議の議長が定める。

内閣情報会議の運営等について

〔平成20年3月28日〕
内閣官房長官決定

改正 平成20年8月20日

1 内閣情報会議の運営

内閣情報会議は、年2回（年初及び年央）定例会議を開催するほか、必要に応じて開催するものとする。

2 合同情報会議の運営等

(1) 合同情報会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、合同情報会議の議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官（事務）

議員 内閣危機管理監

内閣官房副長官補（外政担当）

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）

内閣情報官

警察庁警備局長

公安調査庁次長

外務省国際情報統括官

防衛省防衛政策局長

(2) 合同情報会議は、原則として隔週1回開催するものとする。

(3) 合同情報会議の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

(4) 前各項に定めるもののほか、合同情報会議の運営に関する事項その他必要な事項は、合同情報会議の議長が定める。

3 情報収集衛星推進委員会の運営等

(1) 情報収集衛星推進委員会（以下「推進委員会」という。）の構成員は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

委員長 内閣官房副長官（事務）

委員 内閣危機管理監

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）

内閣情報官

内閣衛星情報センター所長

警察庁警備局長

総務省大臣官房総括審議官

公安調査庁次長

外務省国際情報統括官

文部科学省研究開発局長

経済産業省製造産業局長

防衛省防衛政策局長

(2) 推進委員会の庶務は、関係省庁等の協力を得て、内閣官房内閣情報調査室において処理する。

(3) 前各項に定めるもののほか、推進委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

4 情報収集衛星運営委員会の運営等

(1) 情報収集衛星運営委員会（以下「運営委員会」という。）の構成員は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

委員長 内閣官房副長官（事務）

委員 内閣危機管理監

内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）

内閣情報官

内閣衛星情報センター所長

警察庁警備局長

公安調査庁次長

外務省国際情報統括官

防衛省防衛政策局長

(2) 運営委員会は、原則として四半期毎に開催するものとする。ただし、委員長は、必要に応じ、臨時に運営委員会を開催することができる。

(3) 運営委員会の下に、情報収集衛星運営委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置き、幹事会においては、撮像の対象及び優先順位、画像の配付範囲等を定める。

(4) 幹事会の構成は、次のとおりとする。

幹事長 内閣情報官

幹事 内閣衛星情報センター所長

外務省国際情報統括官

防衛省防衛政策局長

(5) 運営委員会及び幹事会の事務局は、内閣官房内閣情報調査室に置く。

(6) 前各項に定めるもののほか、運営委員会又は幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、それぞれ委員長又は幹事長が定める。

5 「合同情報会議の運営等について」（平成11年1月11日内閣官房長官決定）は廃止する。

第百八十回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説

(平成24年1月24日) (抄)

(略)

今後の北朝鮮の動向については、昨年末の金正日国防委員会委員長の死去を受けた情勢変化を冷静に見極め、関係各国と緊密に連携しつつ、情報収集を強化し、不測の事態に備えて、引き続き万全の態勢で臨みます。

(略)

夕刊フジ



野田政権は統治能力がなく、昔の自民党も真つ言の役人天国だ。ここ最近の出来事で、改めて強く思った。

先週末の13日、北朝鮮がミサイル発射に失敗した。藤村官房長官は午前7時42分に米国から情報もたらされたと話したが、日本の官邸対策室が同8時すぎ、「わが国としては、発射を確認していない」と発表した。

20分たってもウラが取れなかったのだ。ミサイル発射が成功していればその間に沖縄上空を通過していたわけでは、これは致命的だ。注目すべきは、中国が「13日に発射する」と前日につかんでいたことだ。中国や韓国はヒューマンインテリジェンス、衛星にいはハイ活動を始めた人間による情報収集に長けている。これに対し、日本はまるでダメで、情報が全く取れなかった。

また、迎撃ミサイルP.A.C.3を大々的に各所に配備したが、あそ

北朝鮮は自民党の役人天国だ

臨時の病棟で診察しなければならぬ。政府の権限でイベントを禁止できる。飛行機の来航を制限できるなど政府の権限が拡大している。これは原爆事故よりも怖い場

これまで必要はあったのか。テロや時間がかりすぎる。その前にタミフルを処方して家で休んでもらったほうが効果的かもしれない。憲法違反は国際条約違反の可能性がある。

「役人天国」の例は、まさに参院で審議中の「新型インフルエンザ特別措置法案」だ。医師はプレハブでもいいから

しかし、①にするためにはユス合もある。放射能は何、国内は危ないから」と避難すればいいが、インフルはどこで感染するか分からないし、その範囲は世界に及ぶからだ。

無知な首相や大臣、現場を知らない厚労省の技官よりも、現場の医師のほつが効果的なり方を提案できる場合が多いのに、まるで

しかし民主党はこの法案を党内でろくな議論もせず、参院ではたった5時間の審議で可決させた。役人にとっては、予算と権限がいくらでも取れる災害。危機対策は、最高にありがたい。そんな役人の恩恵通りになっている。選挙違反の前田国交相と無知すぎる田中防衛相という問題閣僚は、青木幹雄氏が牛耳っていた参院自民党と同じように、年功序列で大臣になった人だ。なんのために政権交代したんだ(新改革代表) ー 隔週火曜掲載

(参考資料)

平成24年4月17日 参・外交防衛委員会【未定稿】

舛添議員：インテリジェンスが弱い。ヒューマンインテリジェンスがひとつの大きな柱。金曜の朝に打上げというのは中国の見たとおりである。外務省には中国から公電が多く送られてくる。外交能力が非常に落ちているような気がしている。

玄葉国務大臣：（略） インテリジェンスはインテリジェンスで極めて重要で、これは外務省だけの話ではないのですが、さっきの危機管理監の話ではありませんが、全体として、エリートも含め、全体としてインテリジェンスの能力を高めていくっていうのは、これはもう、かつての政権も含めて反省をしながら、これから日本が抱える最重要課題のひとつだと考えて事にあたらなければならないと考えています。